

福岡県公報

令和 4 年 11 月 18 日
第 350 号

目次

告示 (第980号 - 第986号)

- 道路の区域の変更 (道路維持課) 1
- 道路の供用の開始 (道路維持課) 1
- 道路の区域の変更 (道路維持課) 2
- 道路の区域の変更 (道路維持課) 2
- 道路の供用の開始 (道路維持課) 2
- 解除に係る保安林の所在場所等 (農山漁村振興課) 2
- 保安林の指定施業要件の変更に関する農林水産大臣からの通知 (農山漁村振興課) 3

公告

- 県営土地改良事業計画の廃止の決定 (農村森林整備課) 3
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) 3
- 令和 4 年度福岡県ふぐ処理師試験の実施 (生活衛生課) 3
- 大規模小売店舗の新設の届出 (中小企業振興課) 5
- 意見公募手続を実施しなかった理由等の公示 (子育て支援課) 6
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) 6
- 県営土地改良事業の換地計画 (農村森林整備課) 6
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) 6
- 大規模小売店舗立地法第 6 条第 1 項の規定に基づく変更の届出 (中小企業振興課) 7
- 大規模小売店舗立地法第 6 条第 1 項の規定に基づく変更の届出 (中小企業振興課) 7

○土地区画整理組合の設立の認可 (法第14条第 1 項) (都市計画課) 8

告示

福岡県告示第980号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第 1 項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から 2 週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和 4 年 11 月 18 日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
南筑後	県道	大牟田川副線	前	柳川市大和町中島996番1先から柳川市大和町谷垣50番1先まで	7.2 ~ 54.6	5,689.3	うち一般国道208号重用延長330.0メートル
			前	柳川市大和町中島996番1先から柳川市大和町谷垣50番1先まで	7.2 ~ 54.6	6,071.4	うち一般国道208号重用延長330.0メートル
			後	柳川市大和町中島996番1先から柳川市大和町谷垣50番1先まで	7.2 ~ 54.6	5,689.3	うち一般国道208号重用延長330.0メートル
			後	柳川市大和町中島996番1先から柳川市大和町谷垣50番1先まで	7.2 ~ 54.6	5,866.8	うち一般国道208号重用延長330.0メートル

福岡県告示第981号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第 2 項の規定に基づき、次の道路の供用を令和 4 年 11 月 18 日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から 2 週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和 4 年 11 月 18 日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備 事務所名	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間
南筑後	大牟田 川 副 線	柳川市大和町皿垣開1903番 1 先から 柳川市大和町皿垣開2444番先まで

福岡県告示第982号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1 項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から 2 週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和 4 年 11 月 18 日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備 事務所名	道路の 種 類	路 線 名	変 更 前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
京 築	県 道	野 地 塔 田 線	前	築上郡上毛町大字成恒37番 1 先から 築上郡上毛町大字成恒672番12先まで	3.9 ～ 15.0	530.0
			後	築上郡上毛町大字成恒37番 1 先から 築上郡上毛町大字成恒672番12先まで	10.5 ～ 19.9	530.0

福岡県告示第983号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1 項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から 2 週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和 4 年 11 月 18 日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備 事務所名	道路の 種 類	路 線 名	変 更 前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
飯 塚	県 道	豆 田 稲 築 線	前	嘉麻市岩崎1329番 1 先から 嘉麻市岩崎1321番 1 先まで	10.2 ～ 17.6	92.2
			後	嘉麻市岩崎1329番 1 先から 嘉麻市岩崎1321番 1 先まで	10.2 ～ 17.6	92.2

福岡県告示第984号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 2 項の規定に基づき、次の道路の供用を令和 4 年 11 月 18 日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から 2 週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和 4 年 11 月 18 日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備 事務所名	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間
飯 塚	豆 田 稲 築 線	嘉麻市岩崎1329番 1 先から 嘉麻市岩崎1321番 1 先まで

福岡県告示第985号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の 2 第 2 項の規定に基づき、保安林の指定の解除をするので、同法第33条第 6 項において準用する同条第 1 項の規定により次のように告示する。

令和 4 年 11 月 18 日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 解除に係る保安林の所在場所
大野城市大字牛頸767の 2（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的

水源の^{かん}涵養

3 解除の理由

水道事業用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び大野城市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第986号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

令和 4 年 11 月 18 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 指定施業要件変更予定森林の所在場所

北九州市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び北九州市役所に備え置いて縦覧に供する。）

公 告

公告

県営土地改良事業計画を廃止したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

令和 4 年 11 月 18 日

福岡県知事 服部 誠太郎

縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
県営水原地区土地改良（農業用排水施設整備）事業廃止処理計画書の写し	令和 4 年 11 月 18 日から 令和 4 年 12 月 19 日まで	宮若市役所

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和 4 年 11 月 18 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 開発区域に含まれる地域の名称

柳川市三橋町高畑字摘手56番1、56番4から56番11及び63番13の一部並びに三橋町蒲船津字北新町分586番5から586番16、588番3の一部及び588番5

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

柳川市三橋町柳河588番地6

株式会社ヤマダエステート

代表取締役 山田 隆文

公告

令和 4 年度福岡県ふぐ処理師試験を次のように実施する。

令和 4 年 11 月 18 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 受験資格

学校教育法（昭和22年法律第26号）第57条に規定する者

2 試験

(1) 方法

試験は、学科試験及び実技試験とし、試験科目は、次のとおりとする。

- ア 水産食品の衛生に関する知識
- イ ふぐに関する一般知識
- ウ ふぐの処理に関する実技

(2) 日時及び場所

日	時	科 目	場 所
令和 5 年 2 月 7 日 (火曜日)	午前 9 時 00 分～ 午前 9 時 30 分	受付	福岡市中央区平尾二丁目 1 番 21 号 中村調理製菓専門学校
	午前 9 時 30 分～ 午前 9 時 40 分	受験上の注意事項等説明	
	午前 9 時 40 分～ 午前 10 時 40 分	水産食品の衛生に関する 知識 ふぐに関する一般知識	
	午前 11 時 10 分～ 午後 5 時 00 分	ふぐの処理に関する実技	

3 受験手続及び受付期間

(1) 申請方法

ア ふぐ処理師免許申請書 1 部に、次に掲げる書類及び写真（申請前 6 月以内に撮影した上半身、無帽、正面向き、縦 4.5 センチメートル、横 3.5 センチメートルのもので裏面に氏名を記載したもの）並びに免許申請手数料 17,000 円を添えて、住所地又は就業地を管轄する保健福祉環境事務所又は保健福祉事務所保健衛生課（ただし、北九州市のうち小倉北区については北九州市保健所東部生活衛生課、八幡西区については同保健所西部生活衛生課、小倉北区及び八幡西区以外の区については各区保健福祉課、福岡市については各区保健福祉センター（各区保健所）衛生課、久留米市については同市保健所衛生対策課。以下「保健所等」という。）へ、県外に住所地及び就業地を有する者は、福岡県保健医療介護部生活衛生課（郵便番号 812-8577 福岡市博多区東公園 7 番 7 号。以下「生活衛生課」という。）へ提出すること。

(ア) 住民票の写し（申請前 6 月以内、本籍地の都道府県名又は住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 30 条の 45 に規定する国籍等記載のもので、行政手続に

おける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 7 条第 1 項又は第 2 項の規定により指定された個人番号が記載されていないもの）ただし、出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号）第 19 条の 3 各号のいずれかに該当する者は、旅券その他の身分を証する書類の写し

また、改姓等により卒業証明書等と姓名が異なる場合は、戸籍抄本又は戸籍謄本

(イ) 卒業証書の写し又は卒業証明書

(ウ) 視覚若しくは精神の機能の障がいによりふぐ処理師の業務を適正に行うに当たって必要な認知及び判断を適切に行うことができない者又は麻薬、あへん、大麻若しくは覚醒剤の中毒者のいずれにも該当しないことを証する医師の診断書（申請前 1 月以内のもの）

イ ふぐ処理師免許申請の用紙は、保健所等及び生活衛生課で交付する。郵便によって申請書の用紙を請求する場合は、宛先及び郵便番号を明記し、140 円切手を貼った返信用封筒（A 4 サイズの用紙が折れずに入る大きさのもの）を必ず同封すること。

ウ 免許申請手数料 17,000 円は、福岡県領収証紙により納入すること。免許申請手数料は、申請受付後は、申請を取り消した場合又は試験を受けなかった場合でも返還しない。

エ 郵便によって申請する場合は、必ず書留郵便にすること。

(2) 受付期間

ア 申請の受付期間は、令和 4 年 12 月 7 日（水曜日）から令和 4 年 12 月 23 日（金曜日）までとする。

イ 郵便による申請は、令和 4 年 12 月 23 日（金曜日）までの消印のあるものに限り受け付ける。

4 合格者の発表及びふぐ処理師免許証の交付

(1) 合格者の受験番号は、令和 5 年 2 月 28 日（火曜日）午前 9 時 00 分に発表する。発表は、各保健所等及び生活衛生課に掲示し、福岡県公報に登載し、及び福岡県ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載して行うほか、合格者に通知

して行う。

(2) 試験に合格した者に対しては、ふぐ処理師免許証を交付する。

5 その他

受験手続その他の問合せは、最寄りの保健所等又は生活衛生課に対して行うこと。
郵便で問い合わせる場合は、宛先及び郵便番号を明記して140円切手を貼った返信用封筒を必ず同封すること。

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び北九州中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和4年11月18日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 届出年月日

令和4年10月21日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 ドラッグストアモリ北泉店

(2) 所在地 行橋市北泉五丁目730番1外

3 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 大規模小売店舗を設置する者

氏名又は名称		住所
株式会社ドラッグストアモリ	代表取締役 森 竜馬	朝倉市一木1148番地の1

(2) 当該大規模小売店舗において小売業を行う者

氏名又は名称	住所

株式会社ドラッグストアモリ	代表取締役 森 竜馬	朝倉市一木1148番地の1
---------------	------------	---------------

4 大規模小売店舗を新設する日

令和5年6月22日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,477平方メートル

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

駐車場の位置	収容台数（台）
建物敷地内	60
合計	60

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

駐輪場の位置	収容台数（台）
建物北東側	5
建物北東側	9
合計	14

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

荷さばき施設の位置	面積（平方メートル）
建物北西側	50.0
合計	50.0

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

廃棄物等の保管施設の位置	容量（立方メートル）
建物敷地西側	7.42
合計	7.42

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者の氏名	開店時刻	閉店時刻
株式会社ドラッグストアモリ	24時間	

(2) 駐車場において来客の自動車が駐車することができる時間帯
24時間

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数	位置
3箇所	建物敷地北東側及び南東側

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時00分から午後11時00分**公告**

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第4項第8号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで届出保育施設等に対する指導監督要綱の一部改正を行ったので、次のとおり公示します。

なお、関連資料については、福岡県ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県福祉労働部子育て支援課に備え置きます。

令和4年11月18日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 意見を募集しなかった理由

「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」（平成13年3月29日雇児発第177号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）の一部改正に伴い、当然必要とされる規定の整理を行ったものであり、福岡県行政手続条例第37条第4項第8号に該当するため、同条例に定める意見公募手続を実施しなかったものです。

2 要綱の改正日

令和4年10月27日

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和4年11月18日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 開発区域に含まれる地域の名称

筑紫野市大字吉木2412番10

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

筑紫野市大字吉木2441番地2（フレグランスみかさ101号）

大田 理恵

公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定に基づき、県営土地改良事業の施行に係る地域の換地計画を令和4年11月9日付けで定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

令和4年11月18日

福岡県知事 服部 誠太郎

換地計画を定めた地域	縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
八女市星野村字川添 外	換地計画書の写し	令和4年11月18日から 令和4年12月19日まで	八女市星野支所

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和4年11月18日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 開発区域に含まれる地域の名称

（二・三工区）小郡市山隈字一里間78番3、78番4の一部、78番5から78番16まで

、82番3の一部及び82番5の一部並びに字向浦83番1、83番3から83番30まで、84番7の一部、84番10、84番12の一部、87番2、88番2、95番3の一部、95番4、103番2、107番4、108番5、116番3、118番3の一部及び118番6並びに字柳298番1から298番11まで、302番4から302番6まで、303番2、304番7から304番9まで、307番10、308番4、308番6の一部、311番5、312番14の一部、312番15、312番16、312番22の一部、312番26及び312番27並びに上岩田字杉山808番3、808番8から808番12まで、808番15から808番17まで、809番9、809番10及び809番12並びにこれらの区域内の道路・水路である市有地の一部

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

佐賀県鳥栖市立石町字一本杉2066番地の2

株式会社G - s t a g e

代表取締役 栗山 清規

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和4年11月18日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 届出年月日

令和4年10月31日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名 称 イオン志摩店

(2) 所在地 糸島市志摩津和崎29番地1

3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
イオン九州株式会社 代表取締役 柴田 祐司 福岡市博多区博多駅南二丁目9番11号 外13者	イオン九州株式会社 代表取締役 柴田 祐司 福岡市博多区博多駅南二丁目9番11号 外12者

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法附則第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和4年11月18日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 届出年月日

令和4年10月31日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名 称 トリアス久山イーストゾーン(1)

(2) 所在地 糟屋郡久山町大字山田1086番2外

3 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
三井住友信託銀行株式会社 支配人 吉田 浩 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号	三井住友信託銀行株式会社 支配人 森本 新吾 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号

4 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後

株式会社チヨダ
代表取締役社長 舟橋 政男
東京都杉並区成田東 4 - 39 - 8 芝満ビル 2
F
外 13 者

株式会社チヨダ
代表取締役社長 町野 雅俊
東京都杉並区荻窪 4 - 30 - 16 藤澤ビルデ
ィング 5 F
外 8 者

公告

土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）第 14 条第 1 項の規定に基づき、土地区画整理組合の設立を認可したので、同法第 21 条第 3 項の規定により次のように公告する。

令和 4 年 11 月 18 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 組合の名称

新宮町下府土地区画整理組合

2 事業施行期間

この公告の日から令和 9 年 7 月 31 日まで

3 施行地区

糟屋郡新宮町大字下府字原口、字荻原の全部及び字久保田、字尻長、字芝原、字通り、字土取、字梶取、字上り口、字日ノ下の各一部

4 事務所の所在地

糟屋郡新宮町大字下府 1181 番地 2

5 設立認可の年月日

令和 4 年 11 月 10 日

6 事業年度

毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで

7 公告の方法

事務所及び新宮町役場の掲示場に掲示する。